



今回は、わが国の企業情報の開示（ディスクロージャー）制度についてのお話をしたいと思います。

わが国の法律制度で定められた会計（制度会計）は、会社法会計と金融商品取引法会計の二本立てとなっていることに大きな特徴があります。会社法会計はすべての企業を対象としており、「会社計算規則」などを定めています。一方、金融商品取引法会計は主として上場会社を対象としてお

会社法会計と金融商品取引法会計

います。所轄官庁で言えば、会社法会計は法務省、金融商品取引法会計は金融庁ということでしょうか。

上場会社でグループ経営をしている場合、どちらも企業集団の財政状態、経営成績を示す連結財務諸表はもちろんです。親会社だけの個別財務諸表の開示も要請されています。また、上場会社に対しては、四半期単位での取引所向けの決算短信の開示も要請されています。さらに財務諸表監査の話で言えば、監査法人などはそれぞれの決算書に対して、会社法の監査報告書、金融商品取引法の監査法報告書を連結・個別に対して

情報開示制度の

さらなる改善を

り、「財務諸表等規則」「連結財務諸表規則」などを定めています。会社法会計は年一回の開示ですが、金融商品取引法会計は四半期での開示なども要請して



愛知淑徳大学ビジネス学部教授 公認会計士 前田 篤

前田 篤

発行しています。

速報性を主眼とする決算短信に関しては、監査報告書は要請されていませんが、実務的にはこのタイミング、つまり、企業の決算発表でおおむね監査の主要な手続きを完了させておられる、その後の監査報告書発行までに重大な齟齬（そご）が生じないよう対応するという流れになっています。

さて、上場会社ではそれぞれの法律に基づく決算書、それをそれぞれのタイミングで作成する（もちろん、通常、数値は同じ）ことが要請さ

前稿本稿（2020年11月16日掲載）で「利益は意見、キャッシュは現実」という話をしました。この両面を正しく開示して企業の実態は明らかになるのです。思うに大学の簿記教育、簿記検定などでも貸借対照表、損益計算書についてはしっかりと学習しているのですが、キャッシュ・フロー計算書については、あまり学んでいないのが実態です。経済取引、会計制度が複雑になればなる程、現実を示すキャッシュの動きの重要性は高まっています。

つまり、キャッシュ・フロー計算書に対する会計リテラシーを高め、わが国の開示制度をより一層、グローバル・スタンダードに近づけることが近々の課題となっているのです。

まえだ・あつし 監査論、会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所（現PWC）あたな有限責任監査法人）などを経て現職。1959年生まれ。